

令和7年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託 企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託業務名 令和7年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務
- (2) 業務内容 別添「埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和8年3月13日まで
- (4) 委託費の限度額 1,986,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内
※留意事項 本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税を含む)であり、消費税を10%とした場合の金額である。

2 参加資格

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又はされた者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又はされた者

エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者

オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

- (1) 募集要領の公開 6月10日（火）
- (2) 質問受付期限 6月13日（金）
- (3) 質問に対する回答 6月17日（火）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 6月23日（月）
- (5) 企画提案書の提出期限 6月30日（月）
- (6) 委託候補者選定委員会 7月上旬
- (7) 審査結果の通知 7月中旬

4 質問事項の受付

(1) 受付期限

令和7年6月13日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

質問事項は、「質問書（様式2）」に質問内容を記載のうえ、「10 問い合わせ先及び書類の提出先」宛てE-MailまたはFAXで農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当あて送付してください。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、6月17日（火）までに農業ビジネス支援課ホームページに掲載します。なお、質問がなかった場合は掲載しません。

5 企画提案参加申込書の提出

本業務の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書（様式1）」を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月23日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

「10 問い合わせ先及び書類の提出先」まで、持参又は郵送若しくはE-Mailにより提出してください。

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯（午前8時半から午後5時15分まで）以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限ま

でに必着のこと。

※ 電子メールによる場合は、件名は「（企業名）令和7年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託 企画提案参加申込」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後4時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式3）

イ 企画提案書（様式任意、A4版片面）

別添仕様書「5 委託業務の内容」に記載した内容を踏まえ、以下の項目ごとに提案書を作成してください。

（ア）基本方針

（イ）実施方法（日程、会場、実施形式等）

（ウ）実施内容（地域コンソーシアムの設置・運営、情報発信、研修会及び専門部会の開催、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、新たな食品ビジネス等の支援等）

（エ）実施体制

（オ）全体スケジュール

一定の知見、有益な独自ツールやネットワークがある場合や事業効果を高めるための独自提案がある場合は、その内容も記載してください。

※予算書は、算出根拠を明示すること。なお、消費税及び地方消費税額を10%とした金額で見積もること。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出方法

「10 問い合わせ先及び書類の提出先」に持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯（午前8時半から午後5時15分まで）以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

※ 電子メールによる場合は、件名は「(企業名) 令和 7 年度埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託 企画提案」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

(5) 応募書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

(6) その他

ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限ります。複数の提案はできません。

イ 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。

ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。

エ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。

オ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出してください。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

7 委託候補者の選定

(1) 審査方法

埼玉県地域型食品企業等連携促進事業運営業務委託候補者選定委員会において提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定します。

8 審査結果の通知

8 月上旬に選考結果を応募者に個別に通知し、受託者の名称を埼玉県農業ビジネス支援課ホームページで公表します。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じません。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、委託候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結します。

なお、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や、契約締結ま

での間に委託候補者に事故ある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、委託候補者との契約を行わず、総合点が2番目に高かった者と協議を行います。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとします。

10 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当 新井・北條

TEL : 048-830-4095 FAX : 048-830-4830

E-Mail : a4105-07@pref.saitama.lg.jp